

令和8年度 介護保険施設等管理者研修会（集団指導）

令和8年度 介護報酬改定について

— 事業所運営に関する主な事項 —



令和8年度改定の全体像

改定率
+2.03%

処遇改善分 **+1.95%**

食費（基準費用額） **+0.09%**

 「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日 閣議決定）、大臣折衝（令和7年12月24日）を踏まえ、令和8年度に実施される「期中改定」です。

■ 施行スケジュール

令和8年6月～

処遇改善加算の拡充

令和8年8月～

食費の基準費用額の見直し

令和8年度改定の全体像

概要

- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。改定率は+2.03%（処遇改善分+1.95%、基準費用額（食費）の引上げ分+0.09%）となる。

令和8年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和7年12月24日）（抄）

「「強い経済」を実現する総合経済対策」において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、**令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施**する。具体的には、政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による**改定率は+2.03%**（国費+518億円（令和8年度予算額への影響額））となる。

- ・ 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
 - ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
- ※ 合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- ・ 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設ける。
 - ・ また、令和9年度介護報酬改定を待たずに、介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げる（低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は1日当たり30～60円引上げ）。

なお、令和9年度介護報酬改定においては、介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、「介護事業経営実態調査」等において、介護サービス事業者の経営状況等について把握した上で、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施する。同時に、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護給付の効率化・適正化に取り組む必要がある。今般の有料老人ホームに関する制度改正の内容も踏まえつつ、サービスの提供形態に応じた評価の在り方について所要の措置を講じることを検討する。

本資料で扱う内容

本資料では、令和8年度改定のうち「事業所の運営に関わる主な事項」を説明します。



介護職員等処遇改善加算の拡充

対象拡大・上乘せ区分・新設サービス（※本資料は概要のみ／別資料で詳細）



食費の基準費用額の見直し

令和8年8月～ 1日あたり100円引上げ



やむを得ない事情による人員欠如の特例的取扱い

一定の要件のもと、3割減算を猶予



協力医療機関連携加算の要件変更

定期的な会議の開催頻度を緩和



処遇改善に関する加算は、別資料で詳しく説明します。本資料では概要のみをご案内します。

① 介護職員等処遇改善加算の拡充



処遇改善加算の要件・加算率・申請方法などの詳細は、別資料で説明します。ここでは全体像のみをご案内します。

■ 拡充の3つのポイント

- 対象の拡大：加算の対象を「介護職員のみ」から「介護従事者」に拡大（加算率を引上げ）。
- 上乗せ区分の新設：生産性向上・協働化に取り組む事業者に、上乗せの加算区分（加算Ⅰ□・Ⅱ□）を新設。
- 新設サービス：これまで対象外だった 訪問看護（1.8%）・訪問リハ（1.5%）・居宅介護支援等（2.1%）に処遇改善加算を新設。



賃上げのイメージ（介護職員） 月1.0万円（3.3%）＋ 生産性向上・協働化で+0.7万円（2.4%）＝ **最大 月1.9万円（6.3%）**



施行は令和8年6月～。算定にあたっては、別資料「・・・」にて詳細な要件をご確認ください。

② 食費の基準費用額の見直し

食費の基準費用額を 1日あたり100円 引上げ（1,445円 → 1,545円）

食材料費の上昇等を踏まえ、令和9年度改定を待たずに見直すものです。

負担限度額（食費・1日あたり）の変更

利用者負担段階	令和8年7月まで	令和8年8月から	変更
第1段階	300円	300円	据え置き
第2段階	390円	390円	据え置き
第3段階①	650円	680円	+30円
第3段階②	1,360円	1,420円	+60円

-  低所得者（第1・2段階）の負担は据え置きです。基準費用額と負担限度額との差額は、補足給付（特定入所者介護サービス費）として介護保険から給付されます。
- （参考）診療報酬でも令和8年6月～、入院時の食費を40円/食引上げ。

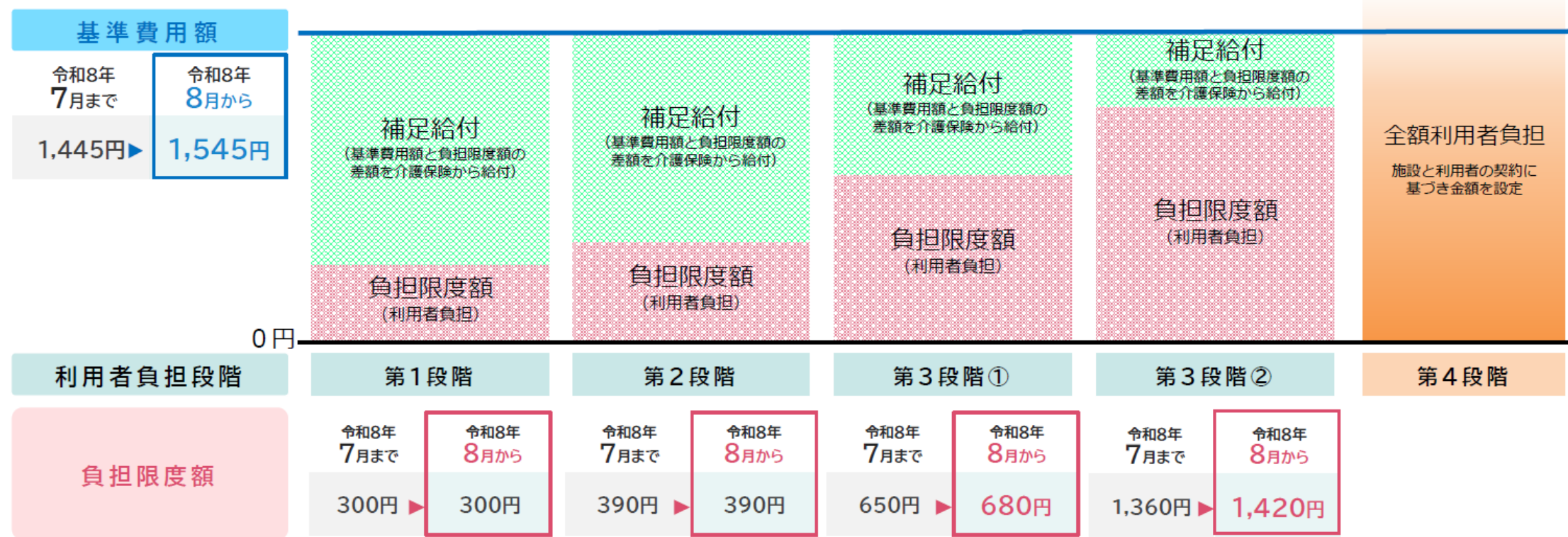
② 食費の基準費用額の見直し

概要

- 基準費用額は、介護保険法の規定に基づき、食事の提供及び居住等に要する平均的な費用の額を勘案して定めるととされているが、介護保険法においては、介護保険施設等における食事の提供又は居住等に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならないこととされている。
- 近年の食材料費の上昇や、令和7年度介護事業経営概況調査において、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じている状況等を踏まえ、令和9年度改定を待たずに、令和8年8月より、基準費用額（食費）を100円/日引き上げる。また、負担限度額（食費）について、在宅で生活する者との公平性等を総合的に勘案し、令和8年8月より、利用者負担第3段階①の利用者は30円/日、第3段階②の利用者は60円/日引き上げる。

※このほか、介護保険部会での議論を踏まえ、所得段階間の均衡を図る観点からの負担限度額の見直しもあわせて実施。

（参考）診療報酬は、令和8年度改定において、入院時の食費基準額を40円/食引き上げ、この際には低所得者に配慮した対応として、所得区分等に応じ、患者負担を20円～40円/食引き上げる措置を実施（令和8年6月～）。



③ やむを得ない事情による人員欠如の特例

通所・多機能・入所・居住系サービスでは、介護職員・看護職員・介護支援専門員等の配置が人員基準を下回ると、原則3割の減算が行われます。



やむを得ない事情による人員欠如は、一定要件のもと減算を猶予

突発的で想定が困難な事象による人員欠如が生じた場合、職員確保に取り組む事業所は、1年に1回に限り、3か月を超えない期間は減算を猶予（介護・看護職員が必要員数から1割を超えて減少した場合を除く）。

「やむを得ない事情」の例

- 感染症の拡大で入所者が急増、または職員が感染し出勤できない
- 職員・家族の突発的な体調不良で1か月超の不在が見込まれる
- 職員の自己都合による急な離職が複数重なった

猶予を受けるための要件

- ハローワーク（公共職業安定所）やナースセンター等の無料職業紹介を活用して確保に取り組む
- 一部職員へ過度な負担とならないよう、適正な労働時間管理・体制整備を行う
- 取組内容を報告する

※「やむを得ない事情による人員欠如の特例」は、令和8年6月の算定分から適用されます。

③ やむを得ない事情による人員欠如の特例

○通所・多機能・入所・居住系サービスについて、適正なサービスの提供を確保するため、介護職員・看護職員、ケアマネジャー等の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に、介護給付費の減額（原則3割減算）を行う。

○ただし、診療報酬での見直しと足並みを揃え、突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員欠如が発生した場合（※）は、ハローワークの活用等により職員の確保に係る取組を行っている事業所・施設について、1年に1回に限り、3か月を超えない期間は、介護給付費の減額を猶予する。※介護・看護職員が人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合を除く。

【介護老人福祉施設における適用の例】

（規定イメージ）※実際の規定は診療報酬と同様の規定にすることを想定。

○厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）の規定に基づき、以下に該当する場合に3割の減算となる。

①介護職員、看護職員について、人員基準上必要とされる員数から、

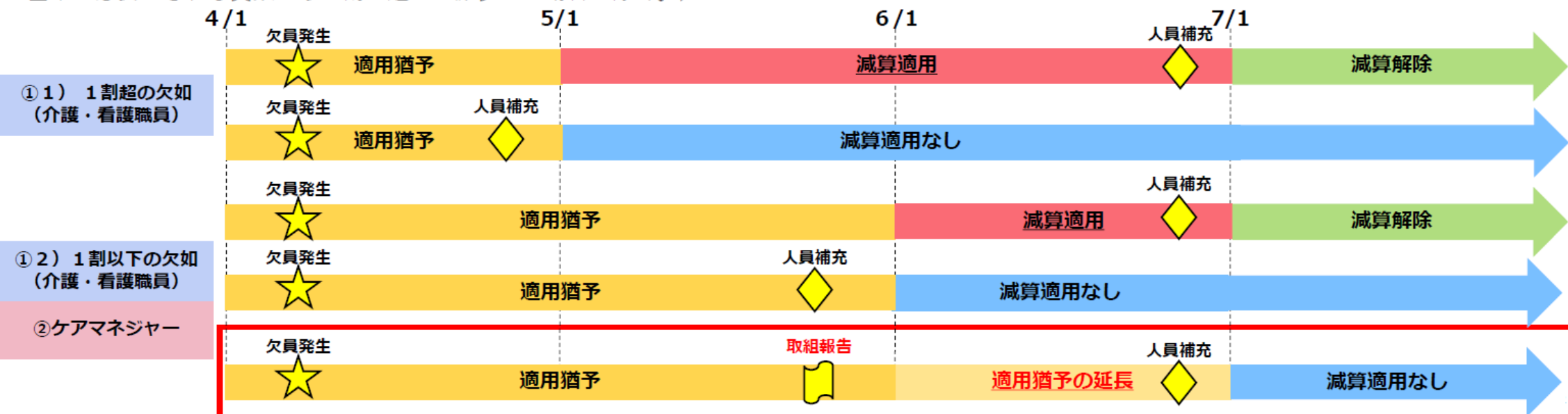
1）1割を超えて減少した場合は、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで減算され、

2）1割の範囲内で減少した場合は、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで減算（※）される。

②ケアマネジャーについて、人員欠如した月の翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで減算（※）される。

※翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。

○ただし、突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情による人員欠如が生じた場合、公共職業安定所等の活用等により職員の確保に係る取組を行っている事業所又は施設にあっては、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図ることを前提とした上で、1年に1回に限り、3か月を超えない期間（人員欠如発生の属する月の翌々月まで）は、介護給付費の減額を猶予する。（介護・看護職員が人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合を除く。）



④ 協力医療機関連携加算の要件変更

令和6年度改定で新設された「協力医療機関連携加算」について、定期的な会議の開催頻度が緩和されます。対象は 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院 です。

定期的な会議の開催頻度の見直し

現行

概ね 月1回以上 開催

（電子的システムで入所者情報を随時確認できる体制がある場合は 年3回以上）



見直し後

- ICTで情報共有を行う場合：年1回
- 行わない場合：原則 年3回



- 「定期的な会議の負担が重く、会議を行えていない」ため加算を算定できない施設が多いことを踏まえた緩和です（算定できない理由として最多：特養46.3%・老健52.9%・介護医療院40.3%）
- 「協力医療機関連携加算の要件変更」の取扱いは、令和8年6月の算定分から適用されます。

④ 協力医療機関連携加算の要件変更

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

5 介護福祉施設サービス

（略）

(27) 協力医療機関連携加算について

- ① 本加算は、高齢者施設等と協力医療機関との実効性のある連携体制を構築する観点から、入所者の急変時等に備えた関係者間の平時からの連携を強化するため、入所者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的を開催することを評価するものである。
- ② 会議では、特に協力医療機関に対して診療の求めを行うこととなる可能性が高い入所者や新規入所者を中心に情報共有や対応の確認等を行うこととし、毎回の会議において必ずしも入所者全員について詳細な病状等を共有しないこととしても差し支えない。
- ③ 協力医療機関が指定介護老人福祉施設基準第28条第1項第一号から第三号までに規定する要件（以下、3要件という。）を満たしている場合には(1)の50単位（令和7年3月31日までの間は100単位）、それ以外の場合は(2)の5単位を加算する。(1)について、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより3要件を満たす場合には、それぞれの医療機関と会議を行う必要がある。(1)を算定する場合において、指定介護老人福祉施設基準第28条第2項に規定する届出として3要件を満たす医療機関の情報を都道府県等に届け出ていない場合には、速やかに届け出ること。
- ④ 「会議を定期的を開催」とは、概ね月に1回以上開催されている必要がある。ただし、電子的システムにより当該協力医療機関において、当該施設の入所者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年3回以上開催することで差し支えないこととする。なお、協力医療機関へ診療の求めを行う可能性の高い入所者がいる場合においては、より高い頻度で情報共有等を行う会議を実施することが望ましい。
- ⑤ 会議は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
- ⑥ 本加算における会議は、指定介護老人福祉施設基準第28条第2項に規定する、入所者の病状が急変した場合の対応の確認と一体的に行うこととしても差し支えない。
- ⑦ 会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。

※介護老人福祉施設を抜粋。認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院で同様の規定

まとめ（施行スケジュール）

いつから始まる？

令和8年6月～

- ・ 介護職員等処遇改善加算の拡充
- ・ やむを得ない事情による人員欠如の特例
- ・ 協力医療機関連携加算の要件変更

令和8年度8月～

食費の基準費用額の見直し

（国通知）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001698614.pdf>